

# 令和 2 年度施政方針及び提案説明書

## はじめに

それでは、本定例会に提出しております議案のご説明を申し上げるに先立ちまして、令和 2 年度の市政運営に当たっての私の所信を申し述べさせていただきます、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この度、市政をお預かりして、初めての予算編成を行ったところですが、これからの 4 年間を見据え、その責任の重さを実感し、改めて身の引き締まる思いであります。

本市を取り巻く環境は非常に厳しく、また様々な課題が山積しておりますが、「市民が主役、市民目線のまちづくり」、この言葉を常に心に留め、私の基本理念であります「市民のいのちと生活を守る」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、私は、市長就任後の所信表明において、「様々な角度から、本市の現状と課題を整理し、その上で、優先順位を付けて課題解決に向かう『選

択と集中』によるまちづくりを早急に実現する必要があり、智恵を絞り、果敢に挑戦することで、人口減少下でも持続可能なまちづくりを目指すとともに、市民の皆様が心豊かに生活できるよう、生活に密着した、きめ細かな生活基盤の再構築を実現していくための施策を展開してまいりたい」と申し上げております。

そこで私は、新年度当初予算の編成に当たり、総合計画の7つの基本目標に沿った取組を基本方針に位置付けるとともに、行政にあっても、企業における「顧客重視」、「コスト意識」、「スピード感」の3つの視点を取り入れながら、まず、市民の皆様からいただいた声を市政にしっかり反映させるための『市民目線のまちづくり』、次に、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」として、本市が選ばれるための『生活基盤の充実によるまちづくり』、そして、地域内経済循環の実現や人口減少に適応した持続可能な地域づくりを進めるための『地域経済の活性化によるまちづくり』、この3つの項目に着目し、編成作業に取り組んだところであります。

一方、国においては、通常国会の施政方針演説で安倍総理が、東京オリンピック・パラリンピック

クの成功や、今年度補正予算での自然災害からの復旧・復興に加え、新たな経済対策を講じるとともに、観光立国として地域の魅力を世界に発信し、若者が将来に夢や希望を持って飛び込んで行くことができる「地方創生の新しい時代を創り上げる」とされました。

県においても、村岡知事のもと、地方創生を次のステージへと押し上げていくために、「やまぐち維新プラン」の取組を力強く展開するとされております。

こうした国・県の施策の方向性は、私が推し進める重点施策と相通ずるものであり、国の施策を積極的に活用するとともに、県とも、より密接な連携を図ってまいります。

それでは、以下、新年度の当初予算編成について、3つの重点施策を中心に、総合計画に掲げる7つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

## 1. 「市民目線のまちづくり」

はじめに、重点施策の 1 点目に掲げております「市民目線のまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、総合計画における基本目標の「支えあい、地域を担う協働のまち」についてであります。

少子高齢化や人口減少が進み、自治会機能や地域の力が弱体化しており、特に市周辺部において、その状況が顕著にあらわれております。

これには、市民の声と地域の想いを反映し、協働によるまちづくりや民間の力を引き出し、行政と市民活動団体・事業者等が一体となった事業の展開を図っていく必要があります。

そのため、私自らが、市内の各種会合に積極的に出向き、市民の皆様と意見交換を行う「市長と協働のまちづくりミーティング」を新たに実施するとともに、集落機能の再生に取り組む、組織の設立のさらなる拡大を目指します。

さらには、地域の課題解決に向け、支所・出張所機能の拡充と権限の強化を図り、各地区の地域

性に富んだ行政運営の実現を目指し、新たに「市民が主役の地域活性化事業」を導入いたします。

具体的には、市民協働の下、日々の生活に密着した生活基盤に関する住民からの要望に、各支所主導によりスピード感を持って対応するための地域活性化事業を行うほか、市民活動団体の育成と活性化を図るため、現在全市的に行っている「市民活動団体活性化事業」の市民のちから応援補助金について、各支所において審査・交付する仕組みを導入します。

また、集落機能再生事業においては、政策アドバイザーによる研修会などを実施することで施策を着実に進め、日常生活で必要な機能を集約した、「小さな拠点」の形成については、地域の皆様への情報提供やワークショップなどを行い、施策の理解と意識醸成を図ってまいります。併せて、老朽化が進んでいる出張所や公民館について、今後の拠点施設のあり方について検討を進めます。

地域の自立活動の目標達成に向け、様々な地域資源を活用した地域経営会社の設立や取組を支援し、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの展開につなげます。

こうした施策は地域自らが地域で収入を得て、雇用を確保することによる持続可能な地域づくりに寄与する施策と位置付けて取組を加速させてまいります。

まちの活力を生み出す上で重要となるのは「ひと」です。

子育て世代やアクティブシニアをターゲットとした、移住施策の強化策として、新たに首都圏において「長門市魅力発見交流フェア」を開催し、人生第二の住み家として、長門市を選択していただけるよう、知名度の向上を図るとともに、お試し暮らし施設利用者や交流人口の拡大を図ります。

また、市内の受入れ体制として、シーカヤックやサイクリングなどのアウトドアアクティビティを活用した関係人口の創出により、ふるさと納税寄附者の拡大につなげ、さらには地域づくりの担い手である、地域おこし協力隊や集落支援員の獲得も目指します。

「効率的で効果的な行財政運営」におきましては、平成30年3月に策定しました「第4次経営改革プラン」に基づき、行政コスト削減や、市民目

線に立ったきめ細やかなサービスの効率的な提供など、量と質の両面から改革に取り組んでいくことで、引き続き行財政改革の推進と持続可能で安定的な自治体経営に努めてまいります。

特に、民間や地域など外部資源の活用により、積極的にアウトソーシングを推進するほか、公共施設等の維持管理については、公共施設等総合管理計画第2次アクションプランを策定し、将来を見据えた最適配置に努めてまいります。

また、窓口サービス向上の観点から、マイナンバーカードの普及に伴い、カード等を活用した申請書の記入を支援するシステムの活用により、各種申請に対する来庁者の負担軽減と業務の効率化を進めてまいります。

学校給食センターの調理業務につきましては、民間の専門的なノウハウを活用することでより高度な衛生管理が期待できるとともに、業務の効率的な運営と経費削減を図ることができるなどの理由から、令和3年4月から民間委託に向けて受託業者の選定を進めます。

一方、財政の健全化を推し進めるためには、歳出抑制のみならず、地域経済の活性化による税収

等の確保に取り組むことが必要です。

ふるさと納税のさらなる活用のほか国、県及び民間等の各種助成制度を有効に活用するとともに、市債発行の抑制に取り組むことで、将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

さらに、市政運営に当たっては、「市民重視」、「向上心とイノベーション」、「コスト意識とスピード感」、「情熱」、「フォア・ザ・ながと」の5つを、市役所全職員が共有すべき行動基準として実践することにより、意識改革と能力開発に努め、真に求められる職員像として、人材育成を図ってまいります。

そのため、職員のマネジメントや政策形成能力の強化に重点的かつ継続的に取り組むなど、職員研修の充実を図るとともに、他の自治体との人事交流を通じて、広い視野や柔軟な発想力を身につけ、市民サービスの質の向上や地域の活性化につなげてまいります。

## 2. 生活基盤の充実によるまちづくり

次に、重点施策の2つ目である「生活基盤の充実によるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

本格的な人口減少時代を迎え、地方全体に閉塞感が広がる中、本市が「住みたいまち」「住み続けたいまち」として、多くの方々に選んでいただけるには、地域の活力をさらに高めながら、まち全体に魅力を創出し、心豊かで、生活の安全・安心を確保することが重要であります。

特に、市民の皆様から要望の強い、地域公共交通網の再整備については、例えば、区域ごとの新たなデマンド交通の導入や市街地における病院や市役所、商業施設などを巡る循環型コミュニティバスの運行、次世代モビリティの活用など、総合的な組合せによる本市の実情に見合った地域公共交通の抜本的な見直しを進めてまいります。

また、買物弱者対策については、市内部の組織体制の見直しにより、地域公共交通対策と合わせて一つの部署で検討することで、統一的に施策を講じてまいります。

それでは、基本目標の「生涯『健幸』で元気に暮らせるまち」についてであります。

本市においては、「人生 100 年時代」という、これまでに経験したことのない長寿の時代を迎えるに当たり、行政内の横展開と政策連携による健康寿命の延伸とあわせ、シニア層を中心とした新たなライフスタイル構築による社会参加の拡大を目指した「ながと健幸百寿プロジェクト」を進めております。

県内の大学などの教育機関と連携した、食生活等の実態調査やがん予防教育による検診率向上を目指す取組を拡充し実施するほか、健康な「食」、「温泉」、「森林」や「海」と、それぞれの地域資源をつないだ市内外に「健幸のまち・ながと」を発信するための事業を、「地域経済の活性化」との政策連携により、進めてまいります。

また、市民が健康で安心して暮らせる健幸住宅の普及のため、住宅の断熱リフォーム補助を拡充し、その効果検証を進めるほか、新たなライフスタイル構築の施策として、また、子育てしやすい環境づくりを目指す観点からも、世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を支援する、三世代同居住宅支援事業を引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進では、スポーツ推進委員による出前講座を開催し、子どもから大人まで誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るとともに、各種スポーツ大会を開催し、スポーツを「する」・「観る」・「支える」機会を増やし、健康寿命の延伸を図ります。

次に、地域医療体制の強化につきましては、小児科医の確保に加え、本市には循環器内科や脳神経外科の専門医が不足しております。この対策につきましては、いのちに直結する救急救命体制の強化にもつながることから、大学や医療機関との協議体制の確立などについて、県と連携し取組を進めます。

また、健やかに子どもを産み育てるための支援として、ロタワクチン予防接種の無料実施を新たに開始するとともに、任意接種であるおたふくかぜワクチン予防接種への助成を行います。

一方、高齢者福祉の充実では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、多様化する相談にきめ細やかに対応し、財産管理など日常生活への不安を社会全体で支え合う成年後見制度の利用を促進し、安心して生活を続けていただける体制を整えてま

いります。

また、第 8 次長門市高齢者健康福祉計画を策定し、高齢者・障害者福祉の充実など、誰もが生涯「健幸」で住み慣れた地域で生きがいをもって暮らせるまちづくりを推進してまいります。

障害者福祉の充実では、関係機関と連携して、それぞれのライフステージに適合した、障害者支援に努め、新たに「基幹相談支援センター」を設置し、人材育成システムの構築や複雑化した相談内容にも対応できるマネジメント力の強化、さらには地域の支援力のレベルアップを促し、障害者本人の社会的な生活の質の向上を図ります。

子育て支援の充実では、市独自で行っている子ども医療費助成事業について、高等学校卒業時まで医療費支援を拡充するとともに、昨年 10 月からの保育園等利用料の無償化に加え、市独自の新たな支援策として、3 歳から 5 歳までの園児に係る副食費を無料化することとし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、児童の放課後対策では、放課後児童クラブについて、希望する全ての子どもが利用できるよう体制整備の充実に取り組み、子育て世代

に選ばれるまちを目指してまいります。

次に、「安全で安心して住めるまち」についてであります。

近年、気候変動等の影響により豪雨や台風による甚大な被害が毎年のように全国各地で発生する中、これら自然環境の異変に対し、防災力を強化することは、「市民のいのちと生活を守る」観点からも、行政の重要な使命であります。

そのため、避難等防災情報を市民の皆様に迅速かつ正確に伝えることを目的に、油谷地区で音声告知端末機の更新整備を行うことで、市内全域で統一的な告知システムの整備が完了するとともに、引き続き告知端末機の普及・啓発を呼びかけてまいります。

また、地域住民らでつくる自主防災組織の活動を後押しするため、自主防災組織の設立や育成に係る事業を拡充し、防災知識の普及のほか、訓練にかかる経費や防災資機材、飲料水などの備蓄品の購入についても支援してまいります。

さらに、災害時に命を守るために必要な災害危険情報をよりわかりやすく表示できるよう、新た

にウェブ版ハザードマップを導入し、平常時からパソコンやスマートフォンなどにより、手元での確認を可能とするとともに、地域や職場に積極的に出向いて防災講座を開催するなど、地域防災意識の高揚を図ってまいります。

消防においては、電話で音声による<sup>ひやくじゅうきゅうばん</sup>119番通報が困難な方を対象とした、ネット<sup>いちいちきゅう</sup>119緊急通報システムを整備するほか、地域防災の中核を担う消防団につきましては、団員確保に努めるとともに、三隅地区野波瀬部隊の消防団機庫の改築に取り組むなど機能の充実・強化を図ります。

多発する自然災害に対応するため、川底に堆積した土砂を取り除き、洪水時の水位低下を図る河川浚渫事業を拡充し、防災・減災対策を強力に進めてまいります。

また、橋梁長寿命化計画につきましては、昨年度までに1巡目の点検を全て終え、結果に基づいた計画の見直しにより、緊急度の高い橋梁から順次対策を進めてまいります。

市営住宅においては、長寿命化によりライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図るとと

もに、課題であった結露対策を行い、安全で快適な住環境の提供に努めてまいります。

さらに近年、外国人転入者が増加していることから、日常生活における支援等、多文化共生社会の実現に向け、安心して住みやすいまちづくりを進めてまいります。

次に、「自然と共生し、快適なまち」についてであります。

本市の美しい景観は、観光資源としても重要であり、昨年開催した「全国棚田サミット」を契機とした地域住民の気運醸成を図り、棚田地域振興法による指定棚田地域の認定に向けた取組を押し進めながら、棚田等の多面的機能の保全・維持、さらには棚田を核とした地域振興に向け、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

一方で、本市の美しい景観を損ねるごみの対策につきましては、今年で11回目を迎える「日韓海峽海岸漂着ごみ一斉清掃」や、毎年実施しております「クリーンウォーク」「海岸清掃の日」だけでなく、各地区まちづくり協議会による地域の清掃活動など、市民協働による取組を継続して行いま

す。

また、ごみの減量化につきましては、容器包装類の分別収集による効果で、可燃ごみの「はなもゆ」への搬入量は約 10 パーセント減少しています。今後も啓発冊子やビデオ、出前講座などによる周知徹底を図り、市民の皆様のご理解とご協力をいただくことにより、リサイクルの推進と減量化に取り組んでまいります。

市指定ごみ袋につきましては、新たにカーボンニュートラルを導入し、焼却時の二酸化炭素を年間約 14 トン削減するとともに、新たにゴミステーションの財源とするなど環境配慮型都市を目指します。

さらには、適正な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等の適正な管理に向けた所有者への助言・指導や、危険空家の解体に対する補助等の施策を講じながら、危険空家の減少に努めてまいります。

生活インフラの基盤である水道事業においては、湯本浄水場の更新事業や老朽管の布設替を計画的

に行い、また、近年多発する災害等による断水に備え加圧式の給水車を導入いたします。

下水道事業では、老朽化が進む処理施設や管路施設の改築・更新事業を継続して推進するとともに、公共下水道施設の耐震化基本構想を策定し、東深川浄化センターの耐震化に着手することとします。また、現在進めている青海・開作地区農業集落排水施設の公共下水道への統合を進め、効率的な運営を進めていきます。

今後の人口減少に伴う、水道料金や下水道使用料の収入の減少に加え、老朽化施設の更新費用の増加による経営環境の悪化が見込まれるため、料金のあり方を含め、今後の水道・下水道事業について、市民や有識者による審議会で検討し経営の改善に取り組んでいくこととします。

昨年9月、念願でありました将来の山陰道の一部となる「長門・俵山道路」が開通いたしました。走行性の向上による救急搬送時間の短縮、災害時の緊急輸送路の代替路として、さらには孤立集落の解消など、まさに「いのちと暮らしを守る道」であります。

残る区間のうち「俵山・豊田道路」については、

本年より用地買収を開始し、工事用道路に着手予定でございます。

また、「三隅・長門間」については、計画段階評価を実施中であり、新規事業化に向けて進んでおります。引き続き全線開通に向けた取組を強力に進めてまいります。

次に、「歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち」についてであります。

教育環境の充実では、Society 5.0 時代（ソサエティ 5.0 じだい）を生きる子どもたちの未来を見据え、児童・生徒に 1 人 1 台の学習用端末と高速大容量通信ネットワーク環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」を計画的に進めるとともに、小学校におけるプログラミング教育の開始に伴い、各校へロボットの貸与や支援員の派遣を行うなど、子どもたちのプログラミング学習の充実を図るほか、指導用デジタル教科書の配備を進めるなど、ICT を活用した教育の充実に努めます。

また、児童・生徒が一日の大半を過ごす学校施設の老朽化が進む中、「学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な整備・改修に取り組みます。

地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる環境づくりでは、学校運営協議会や公民館を核とした市民協働によるコミュニティ・スクールと地域協育ネットの取組をさらに充実させるとともに、幼保・小・中が連携して「生きる力」と、ふるさと長門を誇りに思い大切に作る心を持った児童・生徒の育成に努めます。

本市の歴史的な魅力を内外に発信するため、点在する歴史的資料の集約・整理を行うとともに、「ながと歴史民俗資料室」のリニューアルに向けた基本・実施設計を行います。

### **3. 地域経済の活性化によるまちづくり**

最後に、重点施策の3つ目である「地域経済の活性化によるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

私は、本市の人口減少傾向が続く中、まちの活力を回復に導き、その活力を持続できる地域づくりに取り組む必要があると考えており、そのため、本市の経済活性化の指針として、「ながと生き活

き事業構想（仮称）」を策定してまいります。

策定にあたっては、市民の皆様や関係団体等の意見をしっかりと取り入れることができるように体制を整えてまいります。

なお、構想の策定まで経済活性化の取組を停滞するわけにはまいりませんので、これまで進めてきた地域経済の活性化に資する施策は継続し、その効果を再検証しながら、新たな構想の策定を進めてまいります。

それでは、基本目標の「地場産業が活躍する、活力あるまち」についてであります。

最初に、地域経済の活性化によるまちづくりの第一は、企業誘致対策の強化でございます。

市内全域の早期完了を目指し、光ファイバー網の整備を継続して実施し、次世代型の超高速通信にも対応できる通信基盤を確立することで、都市部との情報格差解消やICTの活用促進を図り、さらには、サテライトオフィスなどの企業誘致につきましても、私が自ら先頭に立ってトップセールスを行うとともに、組織内に担当部署を設置し推進してまいります。

また、現在、取り組んでおります三隅地区工場用地整備事業については、着実な事業進捗を図ってまいります。

次に、本市の主要な産業である農林水産業の一次産業においては、高齢化や後継者不足などの課題解決に向けて、担い手の確保・育成が急務であります。

このため農業分野においては、「農業振興公社」の活動のさらなる強化・規模拡大を図り、安定した経営による担い手の育成と優良農地の維持確保に努めてまいります。

さらに、畜産分野においては、「ながと和牛」における飼養頭数の著しい減少傾向の歯止めとなるよう地域内一貫体制の組織化に向けた取組を進めてまいります。

また、テレビ番組の「下町ロケット」で紹介された無人トラクターが注目され、ドローンなどの先端技術の活用が全国的にも展開されておりますが、本市のような中山間地域でも活用できるスマート農業の実現に向け、農業者からのご提案も共有しながら進めてまいります。

林業分野では、「林業成長産業化」への取組を引き続き実施し、新たな法人組織を中核として、早期の資源循環利用と利益還元の構築を目指してまいります。

また、森林の多面的機能を活用した多世代における健康づくりへの仕組みづくりを構築し、市民の心身の活性化を図ってまいります。

水産分野においては、育てる漁業の取組に対して重点的に支援することから「里海づくり支援事業」の拡充を図り、これまでの「獲る漁業」に併せて種苗放流などの資源管理による漁獲高の向上に継続して取り組むとともに、養殖漁業などの「育てる漁業」への取組も強化してまいります。

商工業においては、「長門市しごとセンター」を拠点とした、高校生を対象とした合同企業ガイダンスの実施による地元企業への就職支援や、創業者や従業員のキャリアアップ等の人財の育成への支援、外部専門家による相談体制の充実等を図ることで、市内事業所の労働不足の解消や生産性向上の強化により、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、戦略的産業支援事業では、長門商工会議所を事業主体とする長門市駅北・南地区活性化事

業の取組を支援し、市内における新規創業支援を含めた空き店舗対策やキャッシュレス化等の取組を推進してまいります。

続いて、本市の産業を支えるもう一つの柱となります観光振興では、まず、長門湯本温泉観光まちづくり事業が今年度末で基盤となるハード整備を終え、新たなスタートを切ります。

来年度からは、これを活かした公民連携による取組を一層進め、ソフト面のさらなる充実を図り、魅力ある温泉街の形成に向けて取り組んでまいります。

また、観光による交流人口の拡大を図るため、新たな取組として、映画祭を開催し、良質な観光素材を映画出演者とともに発信することで、本市の魅力を広く内外に伝え、選択される観光地を目指してまいります。

このほか、観光と健康づくりを掛け合わせた取組として、本市の温泉や海、食といった本市の観光資源の強みを活かし、加えて健幸都市をイメージさせたフードツーリズムやアウトドアツーリズムの取組を推進してまいります。

昨年は、ラグビーワールドカップ日本大会が盛り上がりを見せ、本市においても、カナダ代表チームがキャンプを行うなど、子ども達を始め、市民の皆様との様々な交流を実施し、成果を収めました。

今年には東京オリンピック、パラリンピックが開催されることから、キャンプ誘致や市民のおもてなしの実績を活かして、世界大会等キャンプ招致委員会を中心に、引き続きナショナルチームの事前合宿の誘致を目指します。

また、こうした国際レベルの合宿や「JAL向津具ダブルマラソン」など、本市の豊富な観光資源を活用したスポーツイベントを引き続き開催し、インバウンド対策や誘客拡大についても積極的に取り組み、さらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

以上、3つの重点施策を中心に、7つの基本目標に基づく主な事業についてご説明申し上げました。

これらの結果、議案第8号に係る令和2年度一般会計の総額は、前年度当初予算に比べ、10.6パーセント減の201億6,000万円となったところであります。

一方、歳入予算についてですが、まず、市税収入について、入湯税が湯本地区における税額変更

により増収が見込まれるものの、地方税法の改正に伴い法人市民税の税率が引き下げられた影響により減収が見込まれることから、前年度当初予算に比べ73万円減の36億7,071万円を計上しております。

また、地方財政対策に伴い、地方交付税については、前年度当初予算に比べ1.3パーセント増の81億円を見込むとともに、市債については、合併特例債の減少により、前年度当初予算に比べ54.2パーセント減の17億670万円を計上しております。

以上が、議案第8号に係る令和2年度一般会計予算の概要であります。

次に議案第9号から議案第12号までは、特別会計に関するものであり、その予算規模は、国民健康保険事業特別会計ほか3会計を合わせ、総額99億7,100万円となっております。

次に議案第13号は、水道事業会計に関するものであり、その予算規模は、収益的支出で6億8,787万1,000円、資本的支出で6億5,102万1,000円となっております。

次に、議案第14号は、下水道事業会計に関するものであり、その予算規模は、収益的支出で18

億 22 万 2,000 円、資本的支出で 9 億 1,347 万 9,000 円となっております。

次に、議案第 1 号から議案第 7 号までは、令和元年度の各会計に係る補正予算に関するものであります。

議案第 1 号は、令和元年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立等に伴い緊急を要する経費について所要の補正を行うほか、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うもので、補正予算の総額は、6 億 5,274 万 1,000 円の減額となり、補正後の予算規模は、234 億 8,875 万 1,000 円となっております。

その主な内容としては、国の「GIGA スクール構想の実現」に向けた取組として、国の補助事業を活用し、小中学校内の情報通信ネットワーク整備を行う予算を計上するほか、各種整備事業の入札減等に伴う調整を行っております。

このほか、福祉バス運行事業に係るマイクロバス賃借料について債務負担行為の追加を行うとともに、繰越明許費として、年度内の完成が困難な 24 事業について、翌年度に繰り越すための措置を

講じております。

一方、歳入予算については、普通交付税 5,574 万 7,000 円を追加計上するほか、財政調整基金 1 億 3,084 万 1,000 円の繰入れを取りやめるなどの措置を行っております。

議案第 2 号から議案第 7 号までは、令和元年度各特別会計補正予算及び令和元年度公営企業会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計ほか 5 会計において、いずれも歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うものであります。

また、公営企業会計では、水道事業会計において、大河内川ダム建設に係る負担金を増額するための予算を計上しております。

議案第 15 号は、地方自治法の改正に伴い、自治体の執行機関及び職員の損害賠償責任の免責制度が創設されることから、市長、委員会の委員等又は職員の市に対する損害賠償責任の一部の免責について、条例で必要な事項を定めるものであります。

議案第 16 号は、部課設置条例の一部を改正する

ものであり、第 5 次組織改編計画に基づき、本年 4 月から組織を再編することから、関係する 6 条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、印鑑条例の一部を改正するものであり、成年被後見人であっても意思能力を有する者については印鑑の登録を受けることができるよう所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、固定資産評価審査委員会条例及び証明等手数料条例の一部を改正するものであり、関係法令の名称及び条項の改正に伴い、条文中に引用している法令の名称及び条項を改めるものであります。

議案第 19 号は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものであり、会計年度任用職員は任用形態や任用手続きが様々であることから、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう規定を定めるものであります。

議案第 20 号は、報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであり、会計年度任用職員制度の施行に伴う規定の整理、各種特別職非常勤職員に係

る報酬の改定及び新たに設置する委員の報酬額等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、児童福祉法及び厚生労働省令の一部改正に伴い、条文中の用語を改めるとともに、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、国民健康保険条例の一部を改正するものであり、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の基礎賦課額並びに介護給付金に係る賦課限度額及び被保険者均等割額や世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、漁港管理条例の一部を改正するものであり、国が定める漁港の維持管理に関する運用方針の改正に伴い、漁港施設の占用許可の期間を延長することから、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、市営住宅条例の一部を改正する

ものであり、国が定める公営住宅管理標準条例及び民法の一部改正に伴い、市営住宅の入退去に関する手続き等について、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の任用が厳格化されることに伴い、交通指導員条例を廃止するものであります。

議案第 26 号は、ふるさと・水と土保全基金の設置目的を果たしたとみなし、この基金条例を廃止するものであります。

議案第 27 号は、合併特例債の発行期間の延長に伴い、新市建設計画の計画期間を 5 年間延長することから、計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号は、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に山陽小野田市を加えるとともに、会計年度任用職員制度の導入に伴い規定を整理するため、市町総合事務組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号から議案第 36 号までは、人事案件に関するものであります。

議案第 29 号から議案第 34 号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員 6 名の任期が本年 5 月 15 日をもって満了することから、引き続き現委員であります岡村匠おかむらたくみ氏、田中一美たなかかずみ氏、永尾敏明ながおとしあき氏を、また新たに伊藤いとう正典まさのり氏、坂本和義さかもとかずよし氏、嶋田稔雄しまたとしお氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第 35 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員であります中尾なかお努つとむ氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了することから、引き続き現職であります同氏を委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第 36 号は、教育委員会委員の任命についてであります。河本清美かわもときよみ教育委員会委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、その後任として川端由紀子かわばたゆきこ氏を委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、人事案件に係る各候補者の御経歴は、議案参考資料のとおりであります。

以上、施政方針及び提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。